

標準処理期間の設定について

枕崎市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項	30 日

※ 原則、申請書受付締切日〔毎月10日（土、日、祝日の場合は前日）：（以下「締切日」という）〕までに受け付けた申請は、当月農業委員会総会での審議となります。

締切日を過ぎて受け付けた場合は、翌月の農業委員会総会での審議となりますのでこの限りではありません（最長処理期間：50日）。